

## 中四国統括支部スクエアダンスジャンボリー実施規程

### (名称)

第 1 条 正式名称は、「中四国統括支部スクエアダンスジャンボリー」（以下「ジャンボリー」という）とし、頭にその回数をつけ名称とする。

### (主催)

第 2 条 一般社団法人日本スクエアダンス協会中四国統括支部（以下「統括支部」という）が主催する。

### (主管)

第 3 条 統括支部区域内の県スクエアダンス連絡協議会（以下「県連」という）が主管する。

### (開催)

第 4 条 年 1 回開催する。ただし、全日本スクエアダンスコンベンションを主管する年、もしくは統括支部長が開催することが困難と認めるときは、ジャンボリーを中止することが出来る。

- ② 毎年、4 月中旬を目安に開催する
- ③ 開催期間は、1 泊 2 日を原則とする

### (主管上の手続き)

第 5 条 原則として、本統括支部区域内の、県連持ち回りとする。

- ② 主管する県の総務委員は、原則として開催日前年の 3 月に開催される総務委員会までに、担当の受諾と開催地、開催日時を報告し、総務委員会の承認を得なければならない。但し、当該県連が開催不可能な場合、開催日から 1 年以上前に統括支部長へその理由を報告し、総務委員会の承認を経て、統括支部長は速やかに代替えの県連を決定する。
- ③ 主管する県の総務委員は、開催日前年の 11 月に開催される総務委員会までに「開催要項案」を提出し、総務委員会の承認を受ける。

### (プログラムおよび式典)

第 6 条 スクエアダンスの普及、発展のための有意義なプログラムを検討する。

- ② なるべく開催地区の特色ある企画を組むことが望ましい
- ③ 開会式及び閉会式を行い、原則としてその中で次の開催地を発表する

### (事務局費)

第 7 条 統括支部は主管する県連に「事務局費」として、30,000 円を支払う。

### (経費負担)

第 8 条 主管は、参加者 1 名につき 500 円を乗じた額を「経費負担金」として統括支部に納める。ただし、当該ジャンボリーの最終決算にて、その額を確保できなかった場合は支部長に報告後、減額する。

- ② 経費負担金は、中四国統括支部の会計に組み入れられる。

(音響機材借用費)

第 9 条 統括支部は、ジャンボリーに使用するための音響機材を借用した場合、1つのジャンボリーで機材1セットの額として15,000円を支払う。

② 予備機として借用した機材も、同様の借用費を支払う。

付 則

(特別決議)

第 10 条 この「中四国統括支部スクエアダンスジャンボリー実施規程」を変更するには、総務委員総数の3分の2以上が出席した総務委員会にて、4分の3以上の議決権をもって可決しなければならない。

一般社団法人 日本スクエアダンス協会 中四国統括支部

2020年7月1日制定